山口県産業廃棄物税の検討について

平成31年3月

山口県産業廃棄物税条例(平成16年4月施行)の概要

- (1)目的
 - ア 産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進
 - イ 産業廃棄物施策への税収の活用
- (2) 徴収方法 特別徴収方式 (最終処分場への搬入の際に最終処分業者が徴収)
- (3)税率 1,000円/トン
- (4)税収 202百万円 (平成30年度当初予算額)
 - ※条例施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずる

1 産業廃棄物税導入の効果検証について

- 産業廃棄物の状況
 - →税導入後の傾向…県内排出量の減少、最終処分量の減少、再生利用量の増加、 適正処理の促進
- 排出事業者の意識調査
 - →排出抑制・減量化、再利用、リサイクルの取組の促進や意識改革等に効果 多数の排出事業者が税制度の継続を妥当とし、税活用事業の拡充を希望



税導入によるインセンティブ効果と税財源を活用したリサイクル事業等の推進による効果があり、今後も税活用事業の継続が必要



山口県環境審議会に報告(H30.11.8)

2 産業廃棄物税制度の検討について

- (1) 税導入に一定の効果があり、今後も税充当施策・事業の推進を図る必要がある。→**税制度を継続する必要(H31~H35)**
- (2) 税制度の内容については、施行後14年が経過し制度が定着し、執行も円滑に実施されており、他県の制度とも均衡がとれている。
 - →現状維持が適当

3 山口県産業廃棄物税条例の改正

平成31年4月1日から5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする再検討条項を規定(現行制度を継続)

※産業廃棄物税導入の効果検証及び税活用事業等については、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課のホームページ (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp./cms/a15700/04sanpaizei/index.html)を御参照ください。